

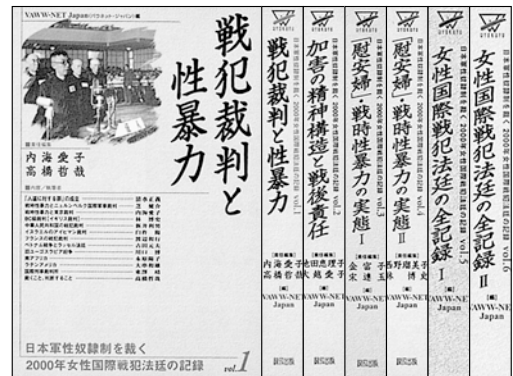
〈図書紹介〉

VAWW-NET Japan 編

『日本軍性奴隷制を裁く 2000年女性国際戦犯法廷の記録』

(vol.1-6 緑風出版 2000-2002年 2,800～3,900円)

金 富子



はじめに

本書は、2000年12月8～10日及び12日に東京で開かれた「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」¹（以下、法廷と略す）のために編まれたシリーズである。法廷の目的は、第1に、「慰安婦」制度という名の日本軍性奴隷制が“どのような点で戦争犯罪なのか”“誰にその責任があったのか”について、元「慰安婦」被害者の証言と日本軍・政府関係の公文書等の証拠に基づいて審理し、“処罰されるべき戦争犯罪”であったことを明らかにすること、第2に、それによって世界各地で現在もつづく武力紛争下の性暴力の“不処罰の連鎖を絶つ”²というものであった。

紹介者は、植民地期朝鮮を対象とするジェンダー史を研究³する一方で、法廷国際実行委員会の構成団体であるVAWW-NETジャパン⁴で本シリーズの企画・編集に直接携わった。その両方の視点から、本シリーズの内容や意義に関して紹介したいと思う。本シリーズを取り上げるのは、第1に、日本のジェンダー研究が取り組んでこなかった戦時性暴力を非犯罪化、不可視化させてきた構造——具体的には戦犯裁判と性暴力、日本軍性奴隷制を中心とする戦時性暴力をまねいた加害の精神構造、個別被害証言に対応する加害事実・責任者の解明、戦時性暴力を裁く法理論など——の分析に多角的に取り組み、第2に、それらを法廷の審理や判決文に反映することによって、戦時性暴力における被害と加害の関係性についての本格的な理論及び思想・実証・実践の書として、これまでのジェンダー研究の欠落を補うとともに、第3に、今後の日本における軍事主義とジェンダーに関する研究の発展にも寄与すると思われるからである。なお、本シリーズは、2001年度山川菊栄賞特別賞および2002年JCJ（日本ジャーナリスト会議）賞特別賞を受賞している。

本書は次の6巻から構成されている。

第1巻『戦犯裁判と性暴力』内海愛子・高橋哲哉（責任編集）

第2巻『加害の精神構造と戦後責任』池田恵理子・大越愛子（責任編集）

第3巻『「慰安婦」・戦時性暴力の実態Ⅰ 日本・台湾・朝鮮編』金富子・宋連玉（責任編集）

第4巻『「慰安婦」・戦時性暴力の実態Ⅱ 中国・東南アジア・太平洋編』西野瑠美子・林博史（責任編集）

第5巻『女性国際戦犯法廷の全記録Ⅰ』松井やより・西野瑠美子・金富子・林博史・川口和子・東澤靖（責任編集）

第6巻『女性国際戦犯法廷の全記録Ⅱ』（第5巻に同じ）

各巻のタイトルから推察できるように、第1・2巻が法廷開廷にむけた理論・思想編、第3・4巻が法廷での審理のための調査・実証編、第5・6巻が法廷実践編（ドキュメント・起訴状・判決）という構成である（そのため、第1～4巻は開廷前に、第5・6巻は法廷後に刊行された）。以下、さらに詳しく各巻毎の内容をみていこう。

戦犯裁判論／加害責任論とジェンダー——第1・2巻

被害国の賛意を得て法廷開廷が決まってから VAWW-NET ジャパンが真っ先に行ったのは、極東国際軍事裁判（以下、東京裁判と略す）をはじめとする世界各国で開かれた戦後の戦犯裁判に関して「戦時性暴力が裁かれたか否か、裁かれたとすればどのように裁かれ、裁かれなかったとすればなぜか」という視点から、当該分野の専門家により検証する講演会を開くことであった。第1巻は主にその講演会をもとに編まれたものであり、したがってその特徴は戦後の戦犯裁判を戦時性暴力の視点から初めて批判的に検証しようとしたところにある。その内容は次の通り。

第Ⅰ部 戦犯裁判の原点

清水正義『『人道に対する罪』の成立』

芝 健介「戦時性暴力とニュルンベルク国際軍事裁判」

内海愛子「戦時性暴力と東京裁判」

第Ⅱ部 戦犯裁判の展開

林 博史「BC級裁判——イギリス裁判は何を裁いたか」

新井利男「中華人民共和国の戦犯裁判」

白杵 陽「イスラエルのアイヒマン裁判——イスラエル現代史における意味」

渡辺和行「フランスの戦犯裁判——第二次大戦と『人道に対する罪』」

古田元夫「ベトナム戦争とラッセル法廷」

第Ⅲ部 裁かれる現代の人権侵害

川口 博「旧ユーゴスラビア紛争——女性への暴力と国際刑事法廷」

永原陽子「南アフリカ——真実和解委員会と女性たち」

大串和雄「ラテンアメリカ——人権侵害と加害責任」

東澤 靖「国際刑事裁判所——20世紀の人類がたどりついたもの」

高橋哲哉「裁くこと、判断すること——2000年女性国際戦犯法廷によせて」

各国の戦犯裁判のあり方にはそれぞれ特徴があり一様ではない。例えば、中国の戦犯裁判では欧米諸国の断罪型とは異なり、日本人戦犯を人道的に処遇し教育によって蘇生させる寛大政策⁵が貫かれた（新井論文）。戦後長らく対独レジスタンス神話が根強かったフランスでは、1990年代になって行われたナチスに協力したフランス人の戦犯裁判を通じて、対独協力をした自国（政府）の負の歴史と向き合わざるを得なくなった（渡辺論文）。また、本法廷のモデルとなったラッセル法廷は、ラッセルの呼びかけに、サルトル、ボーヴォワール等の知識人が応答し開廷した民間の国際法廷として新しい運動形態を生みだし、国際的なベトナム反戦運動の高揚に貢献した（古田論文）。

以上をはじめとする考察から浮き彫りになったのは、半世紀に及ぶこうした戦犯裁判等の歴史のなかで、性暴力が恒常的に存在したにもかかわらず、ほとんど単独の戦争犯罪（「人道に対する罪」）として裁かれてこなかったというシンプルな事実である。それは、裁く側も裁かれる側も男性であり性暴力が重大な戦争犯罪として認識されなかったこと、またそれが顕在化しなかったのは当該社会にも研究者側にもそのような視点がなかったためと思われる。ジェンダー視点の不在が戦時性暴力を不可視にしたのである。

同巻のなかで法廷に直結するのは内海論文、林論文、新井論文、東澤論文、高橋論文であるが、とくに重要なのは東京裁判を分析した内海論文であろう。東京裁判の致命的な問題点として「天皇の免責、植民地の欠落、性暴力の不処罰」を指摘し論証したからである。このことの意義は大きい。法廷の理論的根拠を提供し、判決文に本法廷が「東京裁判の継続」として明確に位置づけられたことに貢献した。また、巻末の高橋論文も、以上の戦犯裁判の限界をふまえて、法廷のもつ世界史的な意義と可能性を思想的に提示したといえよう。

次に、第2巻は、日本軍が性奴隷制や戦時強かんを大規模に犯した加害の構造を、軍隊組織・兵士の精神構造、天皇制に遡って多角的に分析し、さらにそれを不問に付してきた戦後日本社会をジェンダー・民族の視点で分析した論考で構成されている。

第I部 軍隊と加害の精神構造

藤原 彰「天皇の軍隊の特色——虐殺と性暴力の原因」

彦坂 諦「男性神話からみた兵士の精神構造」

田中利幸「なぜ米軍は『従軍慰安婦』問題を無視したのか」

井上摩耶子「旧日本軍兵士の加害意識——慰安所体験・強姦体験への聞き取り調査から」

池田恵理子「旧日本軍兵士の性行動——現代にも引き継がれる買春意識」

第II部 天皇制と戦争責任

鈴木裕子「日本軍性奴隷制問題と天皇の戦争責任」

源 淳子「仏教が支えた加害の責任」

山田 朗「昭和天皇の戦争関与と戦争責任」

第III部 民族・ジェンダーの視点から問う戦後責任

徐 京植「『日本人としての責任』再考——考え抜かれた意図的怠慢」

山下明子「戦後日本のフェミニズムと『慰安婦』問題——メジャーとマイナーの結節点」

大越愛子「戦争論・戦争責任論とジェンダー」

第I部「軍隊と加害の精神構造」では、性暴力・虐殺多発の理由について、藤原論文が近代の日本社会・日本軍に顕著な人権感覚の欠如、アジア諸民族への蔑視観、戦争長期化に伴う軍紀の崩壊から説明し、彦坂論文は知的鈍感、思考判断停止、倫理的感受の喪失などの＜自己喪失＞＝「軍隊ぼけ」をつくりだす軍隊教育にみいだした。また、旧日本軍兵士の聞き取りをしたフェミニスト・カウンセラーの井上は、元兵士たちが加害体験を否認し抑圧したのは、戦後日本社会が彼らの戦争（加害）体験をありのままに聞く耳をもたなかったことに由来すると指摘する。池田論文は、現代男性の買春意識調査（1997年）から男たちの性意識・行動に世代間格差はみられず、戦前から引き継がれる買春肯定意識と性欲自

然主義が「慰安婦」の告発をなきものにする戦略に簡単にはまる理由であると鋭く指摘する。井上、池田両者の論考は、天皇の責任を不問に付すことで加害責任をとらず、買春意識・行動を容認しつづけた戦後日本社会のあり方が元兵士個人々の罪の自覚化を防いだことをえぐった点で説得力がある。

第Ⅱ部「天皇制と戦争責任」では、「国体」思想が戦前には兵士の強かん・虐殺を扇動し、現在でも歴史修正主義として生き延びていることを論じ（鈴木論文）、日本仏教が天皇制国家への戦争協力に邁進したという加害責任を問題化した（源論文）。国家元首／日本陸海軍大元帥であった昭和天皇の戦争責任を精緻に研究してきた山田朗は、上記論文を論拠に、法廷当日にも「天皇の戦争責任」に関する専門家証人として証言し「天皇の有罪」判決に貢献した。

第Ⅲ部が問うのは、民族・ジェンダーの視点からの戦後責任である。徐論文は在日朝鮮人の立場から、右派への牽制勢力であった中間勢力が1990年代に入って唱え出した「責任主体としての国民形成論」「国民国家批判論」が、「日本人としての戦後責任」からの逃亡に帰着してしまう論理構造を解き明かし厳しく批判する。大越論文はフェミニズムが性暴力を容認する家父長制に対決するものとして構築してきた「性暴力の加害者は告発・訴追され、被害者は補償・救済されねばならない」という「裁きの思想」が、「新たな視点」として確立されるべきと強調する。

実証された戦時性暴力における被害と加害の関係性——第3・4巻

第1巻・第2巻が「法廷はなぜ開かれなければならないか」を理論的思想的に追究したとすれば、第3・4巻は法廷での審理内容を実質的に規定する証拠提供の必要から編まれた。即ち、「法廷の審理にどう貢献するのか」がコンセプトである。

第3巻で重点がおかれたのは、日本及びその植民地とされた台湾・朝鮮を対象に、「慰安婦」制度の歴史的背景となった公娼制度や日本軍の指揮命令系統から加害構造を分析（第Ⅰ部）し、かつ個別の被害証言とそれに対応する加害事実・責任者を明らかにする（第Ⅱ部～第Ⅳ部）ことであった。

第Ⅰ部 「慰安婦」問題の構造を問う

宋 連玉「公娼制度から『慰安婦』制度への歴史的展開」

吉見義明「『従軍慰安婦』政策における日本国家の指揮命令系統」

第Ⅱ部 日本

西野瑠美子「日本人『慰安婦』——誰がどのように徴集されたか」

浦崎成子「沖縄戦と軍『慰安婦』」

第Ⅲ部 台湾

駒込 武「台湾植民地支配と台湾人『慰安婦』」

中村ふじゑ「台湾・原住民族イアン・アパイさんの場合」

報告1：柴 洋子「台湾・盧満妹阿媽の被害とその後」

報告2：柴 洋子「台湾・婦女救援基金と『国民基金』」

第Ⅳ部 朝鮮

藤永 壯「朝鮮植民地支配と『慰安婦』制度の成立過程」

金 富子「河床淑さんのケースにみる漢口慰安所」

金 栄「朝鮮・朴永心さんの場合」

「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会「朝鮮・咸鏡北道清津の日本軍『慰安所』の実態」

李 相和／山口明子訳「朝鮮人軍『慰安婦』帰国後の生と経験」

まず、第3巻の総論ともいべき第I部では、宋論文が公娼制度と「慰安婦」制度を線引きする論理や時代区分に関し、更なるパラダイム転換を迫っている。即ち、本質は同じでもその時々々の利害、観点等に応じて呼び替えられた欺瞞的呼称（「公娼」「売春婦」「女郎」「酌婦」「娼妓」「娘子軍」「慰安婦」等）への再検討や、その呼称に騙されないために十五年戦争史観ではなく台湾植民地化にはじまる五〇年史観の視点に立つべきであると提起する。また、公文書等に基づき「慰安婦」制度に関する日本軍の指揮命令系統と責任の所在を具体的に示した吉見義明（法廷の専門家証人）論文は、軍ぐるみ・国家ぐるみの犯罪であったことを立証することに貢献した。

第II部以降は各論といえる。第II部「日本」では、西野論文が「公娼」出身と一括りにされやすい日本人「慰安婦」の徴集に様々なケースがあったことを明らかにし、浦崎論文では日本唯一の地上戦となった沖縄の日本軍と「慰安婦」（日本人・朝鮮人）との関係を論じるとともに慰安所マップを再作成した。両論文等により、法廷で日本人被害者や「公娼」出身者の存在を顕在化することができた。第III部「台湾」や第IV部「朝鮮」では、実際に法廷に出廷し証言した被害者たちの個別被害に対応する加害責任者を追究した。台湾駐屯日本軍の強かん所に連行された台湾原住民族のイアン・アパイさん（中村論文）、台湾の漢民族であり海南島の慰安所に入れられた盧満妹さん（柴報告）、朝鮮から中国最大の慰安所である漢口慰安所に連行され現在も現地に残留する河床淑さん（金富子論文）、南京とビルマで「慰安婦」を強要され現在北朝鮮在住の朴永心さん（金栄論文）がそれである。また、朝鮮内部の慰安所の存在（「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会論文）や戦後の被害の継続に関する論文（李論文）も南北コリア双方の調査当事者からの論考として貴重である。さらに、駒込論文、藤永論文は、それぞれ台湾、朝鮮における独自の「慰安婦」制度の背景や全体像、東アジア地域での展開を、文献資料から歴史的に解き明かした点で意義が大きい。

次に第4巻は、日本の占領地となった中国、東南アジア・太平洋を対象に充実した論文・報告で構成され、ズシリと重い内容である。

第I部 中国

石田米子／大森典子「中国山西省における日本軍性暴力の実態」

陳 麗菲／蘇 智良「中国の慰安所に関する調査報告——上海・南京・雲南を中心に」

松岡 環「南京大虐殺下における日本軍の性暴力——南京戦参加の元兵士の調査と被害女性の調査から」

林 伯耀／張 友棟（編・訳）「天津の日本軍『慰安婦』供出システム——中国の公文資料から」

西野瑠美子「中国における慰安所設置と『慰安婦』徴集——傀儡行政・民間人の関わりを中心に」

笠原十九司「日本軍による性暴力の構造」

第II部 東南アジア・太平洋

上田敏明「フィリピンの『慰安婦』・性暴力の実態」

横田雄一「フィリピン・パナイ島における性暴力」

岡野文彦「フィリピン・マパニケ村——住民虐殺・集団強かん事件」

木村公一「インドネシア『慰安婦』問題」

森川万智子「ビルマの『慰安婦』・性暴力被害」

報告1：伊従直子「グアム島の『慰安婦』問題」

報告2：中原道子「マレーシアの『性奴隷制』」

林 博史「東南アジアの日本軍慰安所——マレー半島を中心に」

第Ⅰ部は15年戦争の主舞台となり慰安所が最も広範囲に存在した中国を対象に、性暴力被害の実態と加害事実に向った。山西省の被害を例に性暴力被害を引き起こした日本軍部隊を緻密な聞き取りや文献調査から特定した石田・大森論文、上海・南京等の慰安所の詳細を調査した陳・蘇論文、南京戦に参加した兵士と被害者双方から聞き取りを行い南京レイプの実態をえぐった松岡論文、中国・天津での「慰安婦」徴集システムを文献資料から紹介した林・張論文、軍、傀儡行政、民間人経営の慰安所の連関性を分析した西野論文がそれである。第Ⅰ部の総論ともいべき笠原論文は、性暴力に走る日本軍の構造的な特質に鋭い分析を加えた上で、「慰安婦」制度と強かんとの相乗関係——慰安所の存在が強かんを誘発・助長——や、「慰安婦」制度と軍との関係を具体的に解き明かして説得力に富む。

第Ⅱ部は、実態の解明が遅れている東南アジア・太平洋地域に関するはじめてのまとまった論文集となっている。まず、フィリピンに関しては、マニラにおける日本軍慰安所と集団強かんを明らかにした上田論文、パナイ島における加害者の特定に向った横田論文、ルソン島のマパニケ村における集団強かん事件に関する調査報告である岡野論文がある。インドネシア、特にジャワの女性たちの被害事実を明らかにしたのは、木村論文である。森川論文はねばり強い現地調査に基づいて、ビルマにおける日本軍「慰安婦」(朝鮮人、中国人、ビルマ人)の被害を発掘した。また、グアム(伊従報告)、マレーシア(中原報告)も貴重である。巻末の林論文は、マレー半島を中心しつつ、東南アジア諸地域における日本軍による「慰安婦」制度の展開——「慰安婦」徴集、慰安所設置の経過過程——を整理した。

読者はどの論文を読んでも、事実のもつ重みに圧倒されるだろう。法廷のために被害証言に対応する加害責任の究明をめざした第3・4巻は、最新版の慰安所マップも含め、結果的に1990年代に始まった「慰安婦」制度及び性暴力加害者としての日本軍研究の現時点での集大成となったといえよう。また、第2・3・4巻を通じて、ジェンダー、民族、階級の交差としての性暴力被害の実相や、性暴力にはしる「日本軍兵士のつくられ方」という軍事主義とジェンダーの関係を考察する際に有効な視点や事実を、聞き書きを交えて実証的に提示した点に、ジェンダー研究上の先駆的な意義があると思われる。

ジェンダー正義に基づく法理論が裁いた戦時性暴力——第5・6巻

以上の第1～4巻までの理論や調査・実証のうえに法廷は開かれた。法廷には、八カ国(韓国、北朝鮮、中国、台湾、フィリピン、オランダ、インドネシア、東ティモール)から参加した被害女性64名をはじめとして、各国検事団、海外からの傍聴者400名、そして日本国内傍聴者約600名、日本・海外のマスコミ約300名で、連日満席であった。法廷の審理では、首席検事⁶による共通起訴状朗読、各国ごとの検事団によるプレゼンテーションが行われたが、このなかで被害者(サバイバー)本人・ビデオによる証言、証拠展示、判事たちによる質問が行われ、各国の合間に専門家証人、日本軍元兵士証言が盛り込まれた。招請に応じなかった日本政府の見解は、アミカス・キュリー(法廷助言者)⁷が代わりに陳述し

た。判決日（12日）、国際法の世界的權威によって構成された判事団⁸は、当時の国際法に拠って「昭和天皇の有罪」「日本政府に国家責任」という判決（要旨）を下した。最終的な判決は、ほぼ1年後の2001年12月4日にオランダ・ハーグで下された。

以上の法廷ドキュメント・起訴状・判決文をほぼ網羅したのが第5、6巻である。ここでは一緒に紹介しよう。

<第5巻>

第I部 ドキュメント女性国際戦犯法廷

法廷一日目／法廷二日目／法廷三日目

報告「法廷」とVAWW-NET ジャパン調査チーム・ビデオ塾の役割

第II部 女性国際戦犯法廷の意義と展開

松井やより「女性たちが歴史を創った、歴史を変えた」

阿部浩己「女性国際戦犯法廷が映し／創り出したもの——国際法学の地平」

川口和子「民衆法廷としての女性国際戦犯法廷——『適正手続』の保障の有無という観点から」

内海愛子「女性国際戦犯法廷は何を再審したのか——二つの『憲章』を読む」

大越愛子「裁かれた戦時性暴力とフェミニズムの課題」

コラム1～11

<第6巻>

第I部 起訴状

日本軍性奴隷制を裁く2000年女性国際戦犯法廷 共通起訴状

各国起訴状（監修・解題：林 博史）

第II部 判決文

判決解題：東澤 靖／林 博史

判 決

第1部序文と裁判の背景／第2部事実の認定／第3部適用可能な法／第4部個人の刑事責任／第5部法的認定と判決／第6部国家責任／第7部賠償／第8部結論

第5巻第I部「ドキュメント女性国際戦犯法廷」は、3日間に及ぶ法廷審理の様態をテープから起こした実録である。ここには法廷構成メンバー、被害証言者と略歴、法廷憲章、日程、法廷関係者の報告やコラムも収録されているので、法廷の全体像を把握できる。首席検事の格調高い冒頭陳述と最終報告、各国の被害者証言の生々しく悲痛な叫び等が息づかいとともに伝わってくる。併せて、感動的なシーンを圧縮したビデオ映像記録『沈黙の歴史をやぶって——女性国際戦犯法廷の記録』（64分、ビデオ塾・VAWW-NET ジャパン制作）⁹も観ていただければ、審理での緊迫感あふれるやりとりがおわかりいただけると思う。同巻第2部「女性国際戦犯法廷の意義と展開」は、主催者及び女性運動（松井）、国際法学（阿部）、日本側検事（川口）、東京裁判研究（内海）、フェミニズム（大越）という専門分野からの法廷評価であり、読み応えがある。とくに阿部論文は、国家＝支配エリート中心主義・欧米中心主義・男性中心主義・現在中心主義という4つの政治的価値を体現した国際法の閉鎖性を批判的に問い直し脱構築にむけた道標を示したと評価した。法廷評価に関しては、より多様な論点で論じた『裁

かれた戦時性暴力』(VAWW-NET ジャパン編、白澤社発行・現代書館発売)も併せて参照されたい。

第6巻は、第I部に2000年法廷時に出された首席検事団による「共通起訴状」及び各国検事団によって出された各国「起訴状」を収め、第II部には、法廷のほぼ1年後である2001年12月4日にオランダ・ハーグ法廷で出された「判決文」の全文を翻訳・収録した。¹⁰

とりわけ、3年半に及ぶ法廷という理論と実践の結実である「判決文」は、性奴隷制被害者(サバイバー)の証言及び歴史研究に基づく事実認定と国際法の下での“ジェンダー正義”実現を緻密に検討した法理論で構成されており、「性奴隷制をめぐる国際法の全体像を明らかにすることに成功」「ジェンダーの視点から国際法を再構築」(東澤靖・解題)した画期的な内容であるといえよう。筆者も判決文は、正義の実現を求めて証言したサバイバーに対する、国際法からの能う限りの誠実かつ説得力のある応答であるとともに、20世紀フェミニズム思想の最良の結実の一つであると確信している。

さらに、ジェンダー研究上からみても、日本軍性奴隷制を「民族・人種、貧富、ジェンダーの交差」と捉える事実認定や国際法に内在するジェンダー偏見の打破に成功した法理論は、今後のジェンダー研究にとっても欠かせない視点や論理展開のし方を教示していると思われるのである。

おわりに

法廷は、戦時性暴力への認識を「不幸なことだが、戦争の避けがたい副産物」(マクドゥーガル)¹¹から、「女性に対する戦争犯罪」(被害者には男性も含まれるが、多くは女性である)へとパラダイムを転換し、戦時性暴力への不処罰の連鎖と再発の根絶をめざすものであった。法廷は一回限りのものではあったが、多くの成果を生み出したことはみてきた通りである。日本軍性奴隷制被害者が生存しているうちに一日でも早く、日本政府への戦後責任の履行を求めた判決文「勧告」(第6巻所収)の実現が望まれる。

2003年には、国際法上もっとも重大な犯罪を裁く常設の国際裁判所である「国際刑事裁判所(ICC)」の始動が予定されている。ICCは、戦争と性暴力の世紀といわれた20世紀への反省を土台とした、まさに21世紀という「将来の世代への希望の贈り物」(アナン国連事務総長)ともいべきものである。注目したいのは、国際刑事裁判所規定(ローマ規定)では武力紛争下の性暴力が明白に犯罪と規定され、裁判官選出や女性被害者・証人の保護等に関してジェンダーがつねに配慮されるなど、性暴力を効果的に裁くシステムが設けられた点である。このICC設立の経緯、内容、意義に関しては、法廷の日本側検事を務めた東澤靖論文(第1巻所収)に詳しい。懸念されるのは、世界のどの国よりも加入が求められる米国政府、そして日本政府が署名・批准していないことである(2003年1月現在)。

権力を持たない市民が創りだした法廷の精神が引き継がれ、21世紀にこそ「戦争と性暴力の連鎖」が断ち切れ、新しい歴史が「創り直される」日が来てほしいと思う。そのためにも、日本軍性奴隷制という性暴力システムに埋め込まれた軍事主義とジェンダーの関係性の解明と解体に迫ろうとした本シリーズが、多くの読者を獲得することを願ってやまない。

(きむ・ぷじゃ／お茶の水女子大学人間文化研究所研究員)

*松井やよりさん（VAWW-NET ジャパン代表）が2002年12月27日に亡くなった。法廷は松井さんだけでは開催できなかったが、提唱者である松井さんなしには開催できなかった。高嶋たつ江さん（同二代目事務局長）も2003年1月28日に亡くなった。紙面を借りて松井さん、高嶋さんの功績を称えると同時に、心からご冥福を祈りたい。

注

1. 拙稿「女性国際戦犯法廷が乗り越えたものと乗り越えなかったもの」VAWW-NET ジャパン編（責任編集 西野瑠美子・金富子）『裁かれた戦時性暴力』白澤社発行、現代書館発売、2001年所収、参照。
2. 法廷開催期間中の12月11日は、ジェンダー正義を求める女性コーカス主催で「現代の紛争下の女性に対する犯罪」国際公聴会が開かれ、最近の紛争被害について世界各地から15の証言が主に被害女性本人から発表された。
3. 拙稿『植民地期朝鮮における初等教育機関への就学・不就学とジェンダー——民族・階級との関係を中心に』お茶の水女子大学博士学位論文、2002年など。
4. VAWW-NET ジャパン（正式名称「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク）は、1997年10月「戦争と女性への暴力」国際会議をきっかけに、1998年6月正式に結成された。代表：松井やより（当時）。
5. 法廷で証言をした日本軍元兵士2人は、中国の寛大政策を通じて侵略戦争を自ら反省・謝罪し、帰日後に加害証言活動を行った中国帰還者連絡会のメンバー（現在、解散）である（新井利男・藤原彰編『侵略の証言』岩波書店、1999年を参照）。ただし、同連絡会の中でも性暴力を語る2人は例外的な存在である。
6. 首席検事はパトリシア・セラーズ主席検事（旧ユーゴ国際刑事法廷法律顧問/U.S.A.）、ウスティニア・ドルゴボル（フリンダース大学助教授、国際法/オーストラリア）であり、それぞれ個人の刑事責任、国家責任を担当した。
7. アミカス・キュリーを担った今村嗣夫弁護士は、朝鮮人BC級戦犯の補償請求裁判等を担当した戦後補償に詳しい弁護士である。
8. 判事にはガブリエル・カーク・マクドナルド主席裁判官（旧ユーゴ国際刑事法廷前所長/U.S.A.）、カルメン・マリア・アルヒバイ（国際女性法律家連盟会長/アルゼンチン）、クリスチヌ・チンキン（ロンドン大学国際法教授/英国）、ウィリー・ムトゥンガ（ケニア人権委員会委員長/ケニア）の4人。
9. 他にもビデオ塾は、法廷を前後して個別の被害者証言と加害事実などに関して映像作品を多数作成・販売している。VAWW-NET ジャパン HP 参照。
10. ハーグ法廷の実際の模様や判事たちによるメッセージは、映像記録『ハーグ最終判決』（33分、同前掲）に収録されているので、参考にされたい。
11. ゲイ・マクドゥーガル著、VAWW-NET ジャパン編訳『戦時・性暴力をどう裁くか——国連マクドゥーガル報告全訳』凱風社、1998年。